

手数料の見直し（案）

事務の名称	と畜関係事務
-------	--------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

<と畜場設置許可申請手数料>

（単位：円）

区分	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
一般と畜場	件	22,000	<u>24,200</u>	2,200
簡易と畜場	件	10,000	<u>10,800</u>	800

<と畜検査手数料>

（単位：円）

区分			単位	料金		
				改定前	改定後（案）	改定見込額
牛	体重150kg以上	勤務時間内	頭	650	<u>720</u>	70
		勤務時間外	頭	1,300	<u>1,440</u>	140
	体重150kg未満	勤務時間内	頭	350	<u>380</u>	30
		勤務時間外	頭	700	<u>760</u>	60
馬	体重150kg以上	勤務時間内	頭	650	<u>720</u>	70
		勤務時間外	頭	1,300	<u>1,440</u>	140
	体重150kg未満	勤務時間内	頭	350	<u>380</u>	30
		勤務時間外	頭	700	<u>760</u>	60
豚	勤務時間内		頭	330	<u>350</u>	20
	勤務時間外		頭	660	<u>700</u>	40
めん羊 山羊	勤務時間内		頭	350	<u>380</u>	30
	勤務時間外		頭	700	<u>760</u>	60